

船舶事故等調査報告書

平成27年10月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014横第183号
事故等種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	平成26年12月20日 05時00分ごろ
発生場所	千葉県九十九里浜東方沖 犬吠埼灯台から真方位225° 40km付近 （概位 北緯35° 27.40′ 東経140° 33.60′）
事故等調査の経過	平成26年12月22日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	作業船 いしかり 石狩丸、19.00トン
船舶番号、船舶所有者等	282-13716沖縄、有限会社浪速丸海事
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、福岡県北九州市北九州港に向けて九十九里浜東方沖を南西進中、平成26年12月20日05時00分ごろ、回転数が低下して主機が停止し、航行不能となった。</p> <p>本船は、船長が海上保安庁に救助を要請するとともに、乗組員が燃料タンクと主機の間に設置された燃料油こし器を開放し、詰まっていた汚れを除去したところ、主機の運転が可能となり、点検等の目的で静岡県下田港に向かうこととし、10時20分ごろ自力で航行を開始した。</p> <p>本船は、11時50分ごろ再び主機が停止し、来援した巡視船にえい航されて、21日13時25分ごろ銚子港に入港した。</p> <p>本船は、主機周辺の点検を行った結果、主機自体には異常がなく、燃料油こし器が汚れで詰まっていたことが判明し、燃料油こし器を清掃するとともに燃料油タンクの開放掃除を行い、底部に溜まった汚れを除去した後に出港した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 南、風力 8、視程 約5km</p> <p>海象：波高 約3m</p>
その他の事項	<p>主機は、燃料油としてA重油を使用していた。</p> <p>船舶所有者は、福島県相馬港で本船を購入し、北九州港への回航を船長に依頼していた。</p> <p>船長及び乗組員は、本船に乗船するのが初めてであった。</p> <p>本インシデント時、千葉県山武市、大網白里市及び九十九里町には、平成26年12月20日04時53分に発表された波浪警報及び</p>

	<p>強風警報が継続していた。</p> <p>本船は、九十九里浜東方沖を航行中、波浪の影響で大きく揺れていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、九十九里浜東方沖を南西進中、燃料油タンクの底部に溜まっていた汚れが、船体の揺れで燃料油中に拡散し、燃料油こし器に詰まったことから、燃料油が供給されなくなって主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、燃料油こし器が汚れで詰まっていたことから、定期的に燃料タンクの清掃が行われていなかった可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、九十九里浜東方沖を南西進中、燃料油タンクの底部に溜まっていた汚れが、船体の揺れで燃料油中に拡散し、燃料油こし器に詰まったため、燃料油が供給されなくなって主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に燃料油タンクの掃除を行うこと。